

発第203号

令和5年3月27日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」の一部改正について

今般、受直送および直送払の利用促進を図る観点から、直送場所での最低受払量の見直しを行い、「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」を別紙のとおり一部改正し、本年4月3日から実施することとしましたので通知します。

改正後の「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」中一部改正

- 第1編1.(6)ロ.を横線のとおり改める。

第1編 日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則
＜オンラインによる受払編＞

1. 基本的な事項

(6) 受直送または直送払の単位等

ロ. 受直送または直送払の単位および最低受払量

~~受直送または直送払の単位は、貨幣の日本銀行各店間の輸送を行うトラック等の媒体の最大積載可能数量となり、最低受払量は、イ.に定める大袋包装封定量その整数倍となります。具体的な単位および最低受払量については、勘定店から別途通知します。~~

- 第2編1.(5)ロ.を横線のとおり改める。

第2編 日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則
＜非オンラインによる受払編＞

1. 基本的な事項

(5) 受直送または直送払の単位等

ロ. 受直送または直送払の単位および最低受払量

~~受直送または直送払の単位は、貨幣の日本銀行各店間の輸送を行うトラック等の媒体の最大積載可能数量となり、最低受払量は、イ.に定める大袋包装封定量その整数倍となります。具体的な単位および最低受払量については、勘定店から別途通知します。~~